

別府議員 1001

作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 築50年を超える連棟建てなどの木造住宅が抱える様々な問題に対して、市はどのような対策を講じていくのか。

答弁要旨

空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家の適切な管理について、所有者又は管理者が行うものと規定されており、老朽化して使用に耐えない建物はその除却も含め、所有者の責任においてなされるものと考えております。

しかしながら、築50年を超える木造住宅は、相続により取得した場合が多いことから、管理意識が希薄であったり、立地条件や相続人らの個別事情などが要因となって、空家が放置されていると考えられます。

こういった状況を踏まえ、老朽危険空家を未然に防止するために、空家の所有者への意識啓発・情報発信を主とした施策を実施しております。

(次ページへ続く)

具体的な内容といたしましては、まず、意識啓発にかかるものとして、税務部局と連携し、固定資産税の納付通知書の送付と併せた啓発チラシの配布を行っております。

次に相談支援として、専門家による相談会の開催や、アドバイザーを直接派遣することに加え、「ひょうご空き家対策フォーラム」の紹介をおこなっております。

最後に補助関連事業として、住宅リフォームや耐震化工事の支援事業、密集市街地における隣地統合促進事業、不動産譲渡所得の特別控除の活用推進など、本市の関連部署はもとより、関係団体と連携を図りながら、様々な手法を用いて空家の対策を実施しているところでございます。

今後につきましても、引き続き一連の事業を進めていきながら、課題の抽出を行い、必要な法整備に関することは国に働きかけて行くと共に、他都市の先進事例などを参考にしながら、効果的な対策を検討して参りたいと考えております。

以上

(医務監答弁)

別府議員 1002 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 多頭飼育崩壊について、愛護センターでの保護猫の受入れ体制については、改善されましたか。

答弁要旨

先日の前迫議員に対する答弁でも申し上げたとおり、現在は生活衛生課の職員を応援配置しており、多段ケージを活用して可能なかぎりの受け入れをしております。さらに、来年度の増員に向けた調整を行っておりますが、飼育員の雇用については課題があり、体制強化に向けて検討を重ねているところです。

以上

質問要旨 市民意見聴取プロセス制度が始まって以降、市民に早い段階から計画の内容を伝えられているのか。また、市民からの意見の反映は、以前に比べて改善されたか。

答弁要旨

現行の市民意見聴取プロセス制度では、「ステップ1」の段階において、^{最終案作成}半年以上前から、基本情報として、現状や課題、策定までのスケジュールをお示しし、続くステップ2では、市の考え方が十分に固まっていない熟度の低い段階から、市民意向調査を実施しております。

議員ご指摘の平成24年1月以前の制度と比較しますと、市民の皆様には早い段階で内容をお伝えできていることから、ご意見を反映いただける制度となつて^{いると認識して}おります。

以上

質問要旨

防犯カメラ設置補助事業について、カメラの更新についてはどのように考えているのか。

答弁要旨

前回の9月議会における安浪議員からのご質問でもご答弁いたしましたように、現在のところ、補助制度の活用により設置したカメラの故障や更新についての相談はありませんが、カメラ本体の耐用年数は税法上5年とされ、今後、現在稼働中のカメラの更新等に関する相談があるものと予想しているところです。

本市としましては、地域団体が設置する防犯カメラは地域の見守り力の維持に重要な役割を担っていることから、更新等に係る費用軽減方法などについて、補助の主体である兵庫県の担当部局と課題を共有し、意見交換等を行い、補助制度の今後の在り方について、協議していく必要があると考えております。

以上

質問要旨 空家の除却補助制度は、老朽危険空家等で、市から指導等を受けていることが要件になっているが、例えば築50年以上などの要件緩和策は考えていないか。できなければその理由は何か。

答弁要旨

空家の除却補助につきましては、そのまま放置することにより倒壊など保安上危険となる恐れがあるものや、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家の除却を促進するため、本市が指導や助言をおこなっている空家で、且つ、国や県が定める条件を満たしている老朽危険空家を除却する場合に限り、その費用の3分の2、上限133万2千円の補助金を交付しているものでございます。

本来、不要となった空家の解体につきましては、所有者の責任でなされるものであり、築年数の古さのみを要件とした除却補助は考えておりません。

以上

質問要旨 建物除却後の固定資産税の減免について、
他都市での施策で効果が期待できないと考えられる理由は何か。

答弁要旨

空家除却後の固定資産税の減免制度につきましては、老朽危険空家の解体を促進するため、地方都市で設けているものがあります。

これらは、建物除却後にすぐに土地処分や活用が見込めず、空き地のまま管理せざるを得ないケースを想定し、除却後の跡地の適正管理を前提に、税の減免により、老朽危険空家の除却の促進を目的として、制度化しているものと考えております。

一方、都市部においては、狭小地や接道していない土地を除き、除却後の跡地利用の需要が比較的に見込まれることから、固定資産税等の減免が土地所有者にとって、必ずしもインセンティブになるとは限らないため、老朽危険空家の除却促進のみを目的とした制度として採用している自治体が限られていると考えております。

(次ページへ続く)

本市で指導・助言している老朽危険空家においては、複数の相続人のうち、行方不明の者がおり、解体の合意が取れないものや、解体費用の捻出方法で協議がまとまらないもの、さらには、連棟建てや長屋建ての場合、隣接する所有者の合意が得られないなどの理由により、解体が進まないケースが事例として多く見受けられます。

したがって、現在のところ本市では税の減免制度の導入は考えておりませんが、引き続き、税の減免制度が老朽危険空家の除却の促進につながる可能性を模索するため、他都市における先進的な取組などを注視して参りたいと考えております。

以上

質問要旨 土地の分筆後にその借地権者に売られた、最低敷地面積に満たない宅地での住宅の再建築は、その宅地の借地契約書等が残っていても、可能か。

答弁要旨

最低敷地面積の制度は、ゆとりある住宅地の形成のため、戸建て住宅等を建築する際の敷地面積の最低限度を定めたものですが、改正住環境整備条例の施行日である平成25年1月1日時点で面積が最低限度に満たない土地、いわゆる既存不適格土地では、その土地を分割することなく、一つの戸建て住宅の敷地として使用する場合は建築することが可能となっております。

お尋ねの内容は、分筆により敷地面積の最低限度に満たない土地をその借地権者が買い取り、そこに戸建て住宅を建築しようとするものであり、その建築を可能とするためには、その買い取る土地について、平成25年1月1日時点で借地の事実がなければなりません。

(次ページへ続く)

この借地の事実の証明として、借地契約書等が残っていないければ、事前協議の窓口対応の中で、事業者から聴き取りを行い、従前の建物の登記事項証明書のほか、航空写真や、申立書等の必要な書類を提出していただき、その借地の事実を確認できれば、建築は可能となります。

以上

別府議員 2004 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 補助金を特定地域だけでなく次年度は、全市的に拡充出来ないか。

答弁要旨

隣地統合促進事業補助金は、密集市街地の防災性の向上、地域の活性化を図るため、建替えが難しい狭小地や無接道地とその隣地を統合し、住宅を建てた場合に補助を行い良好な住環境の形成を図るものであり、防災街区整備地区計画区域として指定している潮江地区をはじめ5つの地区に限定して補助を行っております。

一方、こうした地区以外においても、敷地の統合を促進させることにより、接道条件を満たし、建替えが可能となることで、放置される空家の解消に向けて、一定の効果があると認識しておりますが、補助事業の拡充については、今後の事業実績や全市的なニーズを見据えたなかで、他都市の事例も注視しながら、研究して参りたいと考えております。

以上

(医務監答弁)

別府議員 2005 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 人員が足りなければ TNR 運動も推進するべきと考えますが、本市の見解をお聞かせ下さい。

答弁要旨

野良猫による生活環境の悪化防止や、殺処分数低減のための活動として、TNR 活動は非常に意義のあるものと考えております。

本市では、当該活動を推進するため、平成19年度より野良猫の不妊手術費用の一部助成を開始し、平成24年度からは動物愛護基金を活用して助成金額を大幅に増額し、昨年度は約700頭の不妊手術を行ないました。

本市における多頭飼育崩壊の現状を踏まえますと、TNR 活動は有効な施策であると認識しておりますので、今後も推進してまいります。

以上

(医務監答弁)

別府議員 2006 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 今後もボランティアの方々頼みでの事業運営の継続は可能か。仮にボランティアの協力がなければ殺処分になってしまうのか。

答弁要旨

多頭飼育問題は国においても動物愛護法の改正に合わせてガイドラインの策定について検討を始めている新たな課題であり、行政が動物愛護団体やボランティアの皆さまと共に取り組まなければならないものと考えております。

そのためには、動物愛護センターの体制強化が必要であり、現在、動物愛護管理推進協議会や動物愛護推進員の皆さまと検討を進めているところであり、殺処分の減に向けて取り組んでまいります。

以上

(医務監答弁)

別府議員 2007 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 本市での多頭飼育崩壊の受入体制の整備について、人員を整えて対応する検討はできないのか。

答弁要旨

先程の答弁でも申し上げたとおり、現在職員と臨時職員の応援配置をすると共に、動物愛護センターでは来年度の増員に向けた調整を行っております。

多頭飼育崩壊による猫の受け入れが必要となった場合は、できるかぎり多段ケージを活用し受け入れることとなりますが、適正な飼育を行なうには飼育員の確保が必要であり、動物愛護管理推進協議会で動物愛護基金の活用を協議していくとともに、休日夜間の管理や咬まれた場合の補償等、人事管理上の課題を整理してまいります。

以上

(医務監答弁)

別府議員 2008 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 本市もボランティアの育成に取り組んではど
うか。

答弁要旨

ボランティアの^{育成}につきまして
は、動物愛護管理推進協議会や動物愛護団体の皆さま
と協議を進めているところであり、できる限り早期に構築
してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 市民意見聴取プロセス制度における市民意向調査の対象事業は。

答弁要旨

市民意向調査の対象事業につきましては、本市の基本的な制度・計画等の策定または改廃、市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例・規則等の制定または改廃などを対象としております。

以上

質問要旨 市民意向調査を取り入れてから、市民の市政への関心と理解をより高めるために、どのような取組をしているか。

答弁要旨

市民意向調査を実施するにあたりましては、市報や市ホームページに掲載する資料には、出来るだけわかりやすくするよう工夫を行っております。

また、案件に応じて、各地域において事業内容の説明会を実施するなど、市政への関心と理解を高めるための取組を行っているところでございます。

以上

質問要旨 市民意向調査で得た市民意見によって、市の素案や方向性が変更することはあるか。具体的事例を示してほしい。

答弁要旨

市民意向調査で市民のご意見をいただいた結果、素案や方向性の検討に活かした事例といたしましては、平成29年12月に制定した「尼崎市手話言語条例」では、当事者である聴覚障害者の方々や手話通訳のできる意思疎通支援者、また学識経験者等で構成する「尼崎市手話言語条例検討協議会」を複数回開催するとともに、当事者のご意見を十分に尊重するため、別途当事者団体代表委員との協議を重ねる中で、条例案の策定に至っております。

以上

質問要旨 市民意見の反対が多かった場合、市民の意
思はどこで反映されるのか。市の考えは、変わるこ
とはないのか。

答弁要旨

市民意見聴取プロセス制度は、市民の皆さまからいた
だいたご意見を踏まえ、施策等をより良いものにするこ
とを目的にしておりますことから、多数意見も少数意見も一
つの意見として、同じ扱いとしております。

一方で、賛成いただいたご意見、反対されているご意
見に関わらず真摯に受け止め、施策の実施検討に活か
しているところでございます。

こうしたことを踏まえ、先ほどご答弁申し上げましたと
おり、必要に応じて、内容の見直しなどを行うほか、^{ステップ5では}いた
だいたご意見に対する市の考え方をお示しし、公表して
いるところでございます。

以上

質問要旨 一部の市民の納得が無い中で、事業を進めることが施策の推進に繋がるのか、また、市の利益になると考えているのか。

答弁要旨

計画や政策の立案過程においては、様々なご意見をいただく中で、目的や対象、必要性や有効性などを総合的に勘案し、検討を行っております。

こうした検討を踏まえ、実施すべきと判断したものについては、目的や必要性などを丁寧にお伝えし、ご理解いただけるよう努めているところでございます。

以上

質問要旨

防犯カメラの利用頻度や管理運営などは、市で把握しているのか。

答弁要旨

防犯カメラ設置補助では、申請時に管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務や記録した映像の利用・提供の制限など、防犯カメラ管理運営規定の制定を条件として提出を求めていることから、管理運営方法については、把握しております。

なお、補助によって設置された防犯カメラは、地域団体等の財産として、自主的に維持管理を行っていることから、警察への画像提供などの利用頻度については把握しておりません。

以上

質問要旨

警察への捜査協力費用を助成することはできないのか。

答弁要旨

警察によりますと、地域団体等に捜査協力を依頼する際、データの取り出しなどに費用が発生する場合には、その実費を警察が負担することも可能であると聞き及んでいることから、市が警察の捜査経費に対して助成する考えはありません。

以上